

第187回一関市教育委員会定例会

日時：平成30年12月27日（木）

午後2時00分～4時00分

場所：議会第2委員会室

1 開 会

2 議 事

議事日程1 議案第19号 一関市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程2 協議第12号 室根地域の小学校の統合について

3 報 告

(1) 第68回一関市議会定例会（一般質問）の状況について (資料No.1)

(2) 行事報告及び1月行事予定について (資料No.2)

4 その他

- ・「平成30年度岩手県市町村教育委員会協議会 教育長・教育委員研修会」について

日 時 平成31年2月8日（金）13時15分～16時00分

場 所 盛岡市市民文化ホール 小ホール（盛岡市盛岡駅西通2-9-1）

内容（予定）講演1 国際リニアコライダー（ILC）について

講演2 県教育委員会からの行政説明

5 閉 会

第187回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第19号	一関市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
協議第12号	室根地域の小学校の統合について

議案第19号

一 関市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成30年12月27日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

一関市立学校施設の開放に関する規則（平成17年一関市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(開放日時等) 第11条 スポーツの場開放及び遊び場開放の日時等は、次のとおりとする。ただし、開放校の教育活動その他の事情により、教育委員会は、臨時に開放を中止し、又は開放時間を短縮させることができる。				(開放日時等) 第11条 スポーツの場開放及び遊び場開放の日時等は、次のとおりとする。ただし、開放校の教育活動その他の事情により、教育委員会は、臨時に開放を中止し、又は開放時間を短縮させることができる。			
開放の種類	施設	開放する日	開放する時間	開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
スポーツの場開放	校庭	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前5時から午後8時まで	スポーツの場開放	校庭	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前5時から午後8時まで
		平日	午前5時から午前7時まで 午後5時から午後8時まで			平日	午前5時から午前7時まで 午後5時から午後8時まで

	体育館	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前9時から午後9時まで		体育館	土曜日・日曜日・祝日・長期休業日	午前9時から午後9時 <u>(中学生又は小学生が所属するスポーツ少年団等が利用する場合にあっては、午後8時)</u> まで
		平日	午後5時から午後9時まで			平日	午後5時から午後9時 <u>(中学生又は小学生が所属するスポーツ少年団等が利用する場合にあっては、午後8時)</u> まで
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理由

平成31年度部活動の在り方に関する方針（平成30年11月30日一関市教育委員会決定）の制定に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

平成 31 年度 部活動の在り方に関する方針

部活動（運動部、文化部）は、生徒にとって大切な成長の機会であり、生活・学習とのバランスをとり適切な活動となるよう、学校における部活動の在り方に関する方針を定める。

また、部活動指導に係り教職員が長時間勤務となりがちなことから、併せてその是正を図り、働き方改革を進める。

1 部活動活動日等の計画と周知

- (1) 校長は、本方針に則り、毎年度 4 月に簡潔な「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校だよりや HP 等で公表し、周知を図る。
- (2) 部顧問は、以下の計画策定等を行う（別紙様式例参照）。
 - ① 毎月の活動計画を、実施前月までに策定し、校長に提出するとともに、生徒・保護者への情報提供を行う。校長は 3(1)に沿って休養日が設定されていることを確認する。
 - ② 毎月の活動実績を、実施翌月に作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、毎年度 4 月に、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

2 効率的・効果的な活動の推進

- (1) 教育委員会は、部活動の適切な運営のため、年 1 回以上の中学校長会議を設定し、部活動の在り方について協議する。また、必要に応じて管理職を対象とする研修等の取組を行う。
- (2) 校長は、部活動顧問を対象として、スポーツ指導等に係る知識及び実技の向上を図るため、次の例を参考にして、年 1 回以上の研修の機会を設定する。研修は校内・校外、顧問同士や講師招聘など様々な形態が考えられる。
 - ・効果的・効率的な部活動の進め方（科学的トレーニング、部活動見学、部活動映像視聴など）
 - ・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等、温度・湿度等環境への配慮）
 - ・事故防止（施設・設備の点検、安全対策等）、体罰、ハラスメントの防止徹底

3 部活動休養日及び活動時間の基準

- (1) 平日週 1 日と日曜日を、部活動休養日として設定する。

（スポーツ庁、県教委の部活動休養日についての方針は「平日少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする」であることから、同じ趣旨としたものである。）

部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、代替日を設定すること。

（日曜日に大会等で活動をした場合の代替日は、近い時期の土曜日や祝日に充てることを原則とするが、平日への代替の場合は平日の休養日は除く。）
- (2) 1 日の活動時間は、原則として平日では 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。

休業日に大会参加等で、基準とする 3 時間を上回ることはありうるが、総時間数の調整は必ずしも必要としない。
- (3) 校長及び部顧問は、部活動と構成メンバーが同一の父母会（育成会）練習についても、同様の扱いとなるよう協力を要請する。

また、自校生徒が参加するスポーツ少年団等と連携を図り、生徒にとって適切な活動時間となるよう理解を図る。

教育委員会は、スポーツ少年団等学校外の活動が平日 20 時を超えないよう、体育協会を通じてスポーツ少年団体に協力を要請する。



平成 30 年 11 月 30 日

中学生保護者の皆様へ

一関市教育委員会

来年度（平成 31 年度）市内中学校部活動方針についてのご理解とご協力について
保護者の皆様には、日頃から一関市の教育にご理解ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

近年、適切な部活動の在り方について、国・県・市をはじめ教育に携わる様々な機関において議論がなされてきたところです。平成 30 年 3 月には、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、県教育委員会においても「働き方改革プラン」の中でそれに沿う提言がなされております。

これらを踏まえ、市教育委員会においても各中学校長と協議しながら、新たな「部活動の在り方に関する方針」を定めたところです。

方針の要点は下記のとおりですが、成長期にある生徒のバランスのとれた生活になるよう部活動を位置付けたこと、教職員の長時間勤務を是正する一環としたことが重点です。

つきましては、保護者の皆様にも、その趣旨と取組内容についてご理解いただき、**来年度からの市内一斉の実施**についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

部活動休養日、及び活動時間の基準

1 平日週 1 日（曜日は各校ごと）と、日曜日を、部活動休養日として設定します。

スポーツ庁、県教委の部活動休養日についての方針は「平日少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする」であることから、同じ趣旨としたものです。

部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、代替日を設定します。

日曜日に大会等で活動をした場合の代替日は、近い時期の土曜日や祝日に充てることを原則とします。

2 1 日の活動時間は、原則として平日では 2 時間程度、土曜日等に行う場合は 3 時間程度を上限とします。

休業日に大会参加等の場合もあり、基準とする 3 時間を上回ることはありますが、総時間数の調整は行いません。

3 部活動と構成メンバーが同一の父母会（育成会）練習についても、同様の扱いとなるよう、校長は協力を要請します。また、自校生徒が参加するスポーツ少年団等と連携を図り、生徒にとって適切な活動時間となるよう理解を図ります。

教育委員会は、スポーツ少年団等学校外の活動が平日 20 時を超えないよう、体育協会を通じてスポーツ少年団体に協力を要請します。

なお、各学校は本方針に則り、毎年度 4 月までに「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校だよりや HP 等で公表し、周知を図ることとなります。



平成 30 年 12 月 4 日

一関市体育協会会長 様

一関市教育委員会教育長



スポーツ少年団等の活動についてのお願い

日頃から一関市の教育にご理解ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 3 月にスポーツ庁から、子どものバランスのとれた生活や健康管理の観点から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、県教育委員会においても「働き方改革プラン」の中でそれに沿う提言がなされました。

これらを踏まえ一関市教育委員会では、来年度からの中学校部活動の在り方について各校長と協議を重ね、新たな「部活動の在り方に関する方針」を定めたところです。この内容については、小中学生全体に関わることであり、学校内外を問わず市内全体が共通意識をもって、児童生徒のバランスのとれた成長の確保のために取り組む必要があると考えております。

つきましては、市内各スポーツ少年団、各種競技団体においても、その趣旨と内容について、ご理解ご協力を頂きたく、下記について貴協会からお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

記

1 休養日設定の意義をご理解いただきたいこと。

スポーツ部活動等の活動は運動能力、体力向上、人格形成、社会性育成の観点からも意義深いものであります。その意義を一層確かなものとするために、休養日設定は、児童生徒の健康管理、バランスのとれた生活上、必要なものであります。

2 市内中学校においては、来年度から平日週 1 日と、日曜日を、部活動休養日として設定予定であること。

- ・平日休養日は学校ごとに曜日設定を行っていますが、多くは月曜日を設定しています。
- ・日曜日に大会参加等で活動した場合は、代替日を設定します。
- ・スポーツ庁、県教委の部活動休養日についての方針は「平日少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする」であることから、同じ趣旨としたものです。

3 小中学生のスポーツ少年団等の活動についてお願いしたいこと。

(1) 平日週 1 日は、休養日として設定していただきたいこと。

- ・中学生の場合は、団員の通う中学校の部活動休養日に、できるだけ合わせていただきたいこと。

(2) 土曜・日曜のいずれかは、休養日として設定していただきたいこと。

- ・中学生の場合は、中学校の部活動休養日である日曜日にできるだけ合わせてお願いしたいこと。
- ・大会参加等でやむを得ない活動の場合は、代替日を設定していただきたいこと。

(3) 活動時間についても、適切な時間として設定していただきたいこと。

- ・中学校部活動では、平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度を活動時間の上限目安としていること。
- ・活動が夜遅くまで続くことで、翌日の児童生徒の学習活動に支障がでることも予想されることから、活動終了時刻が遅くとも午後 8 時を超えないようにしていただきたいこと。

協議第 12 号

室根地域の小学校の統合について

室根地域小学校統合基本方針について、次のとおり協議します。

平成 30 年 12 月 27 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

室根地域小学校統合基本方針

室根地域学校統合整備検討委員会からの提言を尊重し、室根地域の小学校統合については、次の方針とする。

記

1 基本方針策定の趣旨

室根地域のより良い小学校教育環境の確保のため、室根地域内の2つの小学校を統合し、新たな小学校を整備・開校するための基本的な事項を明らかにするために、この基本方針を策定する。

2 統合の方式

新たに校舎を建設するとともに、室根東小学校と室根西小学校を1校に統合する。

3 建設場所

室根中学校の敷地内に統合小学校を建設する。

4 統合の時期

統合する時期は、平成34年4月開校を目指す。

5 室根地域小学校統合整備推進委員会の設置

小学校統合に係る詳細な協議・検討の場として、PTA、学校、地域の代表者等による室根地域小学校統合整備推進委員会を新たに組織する。

平成30年12月27日

一関市教育委員会

平成 30 年 12 月 19 日

一関市教育委員会教育長 小菅 正晴 様



室根地域学校統合整備検討委員会

委員長 千葉鐵男

室根地域小学校統合基本方針に係る提言書

室根地域学校統合整備検討委員会は、室根地域の小学校統合に係る基本方針についてまとめ、教育委員会に提言することを目的に、平成 28 年 10 月から協議・検討を重ねてまいりました。

このたび、その結果として、室根地域小学校統合基本方針として取りまとめましたので、下記のとおり提言します。

記

室根地域小学校統合基本方針

1 基本方針策定の趣旨

室根地域のより良い小学校教育環境の確保のため、室根地域内の 2 つの小学校を統合し、新たな小学校を整備・開校するための基本的な事項を明らかにするために、この基本方針を策定するものです。

2 統合の方式

新たに校舎を建設するとともに、室根東小学校と室根西小学校を 1 校に統合するものとします。

3 建設場所

室根中学校の敷地内に統合小学校を建設するものとします。

4 統合の時期

統合する時期は、平成 34 年 4 月開校を目指すものとします。

5 室根地域小学校統合整備推進委員会の設置

小学校統合に係る詳細な協議・検討の場として、PTA、学校、地域の代表者等による室根地域小学校統合整備推進委員会を新たに組織するものとします。

室根地域の小学校の統合について

(1) 室根地域小学校の統合に向けた経緯

H19.6.23～7.3 室根地域小学校統合基本計画(案)地区説明会 各小学校区会場
教育部室根支所教育文化課が説明

基本計画案の概要

- 1 室根地域小学校 5 校を 2 校に統合し、通学区域を変更します。
- ・・・
- 6 さらに平成 28 年頃の整備を目標に中央小学校新設に係る具体的整備計画を策定し、最終的に 1 校とする構想です。

しかし、市の実施計画には、具体は計上されてはこなかった。

H21.4.1 室根地域小学校が統合し、2 校となる (室根東小学校、室根西小学校)
校歌、校章は、将来的統合を見込んで同一

H26.4	東山地域小学校統合	H23.3.11 の東日本大震災後、松川小学校が耐震不足と判明し、統合を進め、校舎建設もその後進める。
H30.4	千厩地域小学校統合	H23.3.11 の東日本大震災後、磐清水小学校が耐震不足と判明し、統合と校舎建設を進める。
	本寺地区小中学校が巖美小中学校に統合	
H35.4	花泉地域小学校統合予定	H27 の日形小学校と老松小学校の統合後、花泉地域の統合の方向が急ピッチで進む。

※ 他地域の統合の必要性が優先され、室根地域 2 小学校は複式学級もなく、安定的な 2 校運営がなされていたことから、**統合への働きかけは教委からも行っていない**。

H28.7.26 H28.8.3 室根地域学校統合に係る懇談会
学校統合に向けて、統合整備検討委員会を設置することを確認
室根支所が事務局となり、懇談を進める

H28.10～H30.3 室根地域学校統合整備検討委員会 (4 回)
PTA 役員等から、早期の統合等を求める意見等が出される
それを踏まえ、H30 には、具体的に方向性を決めていくことを確認

(2) 室根地域小学校の統合にかかる経緯及びスケジュール(案)

H30年度	<p>○統合整備検討委員会としての判断のための検討期間</p> <p>H30.7 統合の方向性を検討し、成案決定までのスケジュールを確認</p> <p>H30.8～H30.10 関係する情報収集と学習</p> <p>① 複式学級について、小中一貫教育校についての学習 1回目 8月8日</p> <p>② 室根東小、室根西小の校舎(教室)見学 2回目 8月25日</p> <p>③ 通学シミュレーションについての学習 3回目 9月13日</p> <p>④ 校舎建設国庫補助の仕組み + 新たな提案 4回目 9月28日</p> <p>5回目 10月16日 統合整備検討委員会としての方向性を決定(H34年度統合で一本化) 室根中敷地内への校舎配置シミュレーション、建設スケジュール、説明会開催等の確認</p> <p>統合整備検討委員会での方向性決定後のスケジュール</p> <p>① H30.10.25 教育委員会議で、進捗状況について報告</p> <p>② H30.11.6～7 室根東小・室根西小PTA、室根こども園保護者、地区民への説明会開催</p> <p>③ H30.11.8 教育民生常任委員会で、進捗状況について報告</p> <p>④ H30.12.14 一関市議会で補正予算を議会に提案(室根地域統合小学校整備事業費：推進委員報酬)</p> <p>⑤ H30.12.19 統合整備検討委員会で、地域全体の総意としての意見を集約 地域全体の総意として、室根地域小学校統合基本方針をまとめた提言書を教育委員会に提出</p> <p>⑥ H30.12.27 教育委員会議で、進捗状況を報告、統合整備推進委員会設置について説明 「新校舎建設後 H34.4.1 統合」の方向性を決定予定</p> <p>⑦ H31.1 統合整備推進委員会の設置 専門部会(校舎整備部会、学校経営部会、PTA活動部会、通学対策部会)を設置し検討開始</p> <p>⑨ H31.3 校舎建設基本設計等に係る当初予算案について議会に提案・審議</p> <p>⑩ H31.3 統合小学校統合基本理念及び校舎整備事業基本構想の検討</p>
H31年度	<p>① 校舎整備設計プロポーザル(設計業者決定)</p> <p>② 文科省へ校舎建設に係る建築計画申請(H32補助事業が対象)</p> <p>③ 校舎建設基本設計・実施設計の検討</p> <p>④ 学校設置条例を議会に提案(議会で統合を正式決定)</p>
H32年度以降	<p>① 統合小学校校舎・屋内運動場建設</p> <p>② H34.4 統合小学校開校</p>

(3) 室根地域の児童数・学級数の推移 (H30. 5. 1 現在)

区分	H30		H31		H32		H33		H34		H35		H36		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
室根東小学校	1年	9	1	10	1	10	1	10	1	10	1	14	1	9	1
	2年	5	1	9	1	10	1	10	1	10	1	10	1	14	1
	3年	13	1	5		9	1	10	1	10	1	10	1	10	1
	4年	13	1	13	1	5		9	1	10	1	10	1	10	1
	5年	15	1	13	1	13	1	5		9	1	10	1	10	1
	6年	19	1	15	1	13	1	13	1	5		9	1	10	1
	特別支援	3	2	3	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	合計	77	8	68	7	61	6	58	6	55	6	63	6	63	6
室根西小学校	1年	13	1	10	1	13	1	12	1	10	1	8	1	7	1
	2年	14	1	13	1	10	1	13	1	12	1	10	1	8	1
	3年	21	1	14	1	13	1	10	1	13	1	12	1	10	1
	4年	20	1	21	1	14	1	13	1	10	1	13	1	12	1
	5年	20	1	20	1	21	1	14	1	13	1	10	1	13	1
	6年	21	1	20	1	20	1	21	1	14	1	13	1	10	1
	特別支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	109	6	98	6	91	6	83	6	72	6	66	6	60	6
統合した場合	1年	22	1	20	1	23	1	22	1	20	1	22	1	16	1
	2年	19	1	22	1	20	1	23	1	22	1	20	1	22	1
	3年	34	1	19	1	22	1	20	1	23	1	22	1	20	1
	4年	33	1	34	1	19	1	22	1	20	1	23	1	22	1
	5年	35	1	33	1	34	1	19	1	22	1	20	1	23	1
	6年	40	1	35	1	33	1	34	1	19	1	22	1	20	1
	特別支援	3	2	3	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	合計	186	8	166	8	152	7	141	7	127	7	129	6	123	6

※平成30年度は実数、31年度以降の入学児童数は推計

※平成30年度岩手県小学校学級編成基準（特別支援学級を除く。）[抜粋]

- ① 1、2年は35人学級、3年以上は40人学級（ただし3～5年は35人も選択可）
- ② 1年と2年の児童数の計が8人以下の場合は、複式学級を編成
- ③ 1年を含まない場合、前後の2学年の児童数の計が16人以下の場合は、複式学級を編成

(4) 室根中学校敷地



※敷地の境界，その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。